

令和6年度
公益財団法人神戸市スポーツ協会
事業概要

文化スポーツ局

目 次

	頁
I 協会設立の趣旨	1
II 協会の概要	
1 名称	1
2 所在地	1
3 設立年月（沿革）	1
4 基本財産	1
5 機構	2
6 職員数	2
7 評議員・役員	3
8 加盟団体一覧	5
III 定款	6
IV 令和5年度事業報告	
1 事業報告	14
2 事業別収支計算書	19
3 正味財産増減計算書	20
4 貸借対照表	21
5 財産目録	22
6 事業別収入明細書	23
7 事業別支出明細書	24
8 財務状況の推移	25
V 令和6年度事業計画	
1 事業計画	26
2 経営改善の取組み	29
3 事業別収支予算書	31
4 予定正味財産増減計算書	32
5 予定貸借対照表	33
6 事業別予定収入明細書	34
7 事業別予定支出明細書	35
VI 令和5年度主要事業計画・実績比較	36
参 考	
1 主要事業の推移	37
2 施設概要	38
3 施設所在図	39

I 協会設立の趣旨

当協会は、昭和 22 年に任意団体「神戸市体育協会」として発足し、平成 2 年 4 月に財団法人化された。平成 10 年 10 月には、財団法人神戸市スポーツ教育公社を統合し、学校給食事業及び体育施設管理運営事業等を引き継いだ。平成 24 年 4 月には公益財団法人に移行し、名称についても「神戸市スポーツ教育協会」に変更し、協会の目的を、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することと定めた。

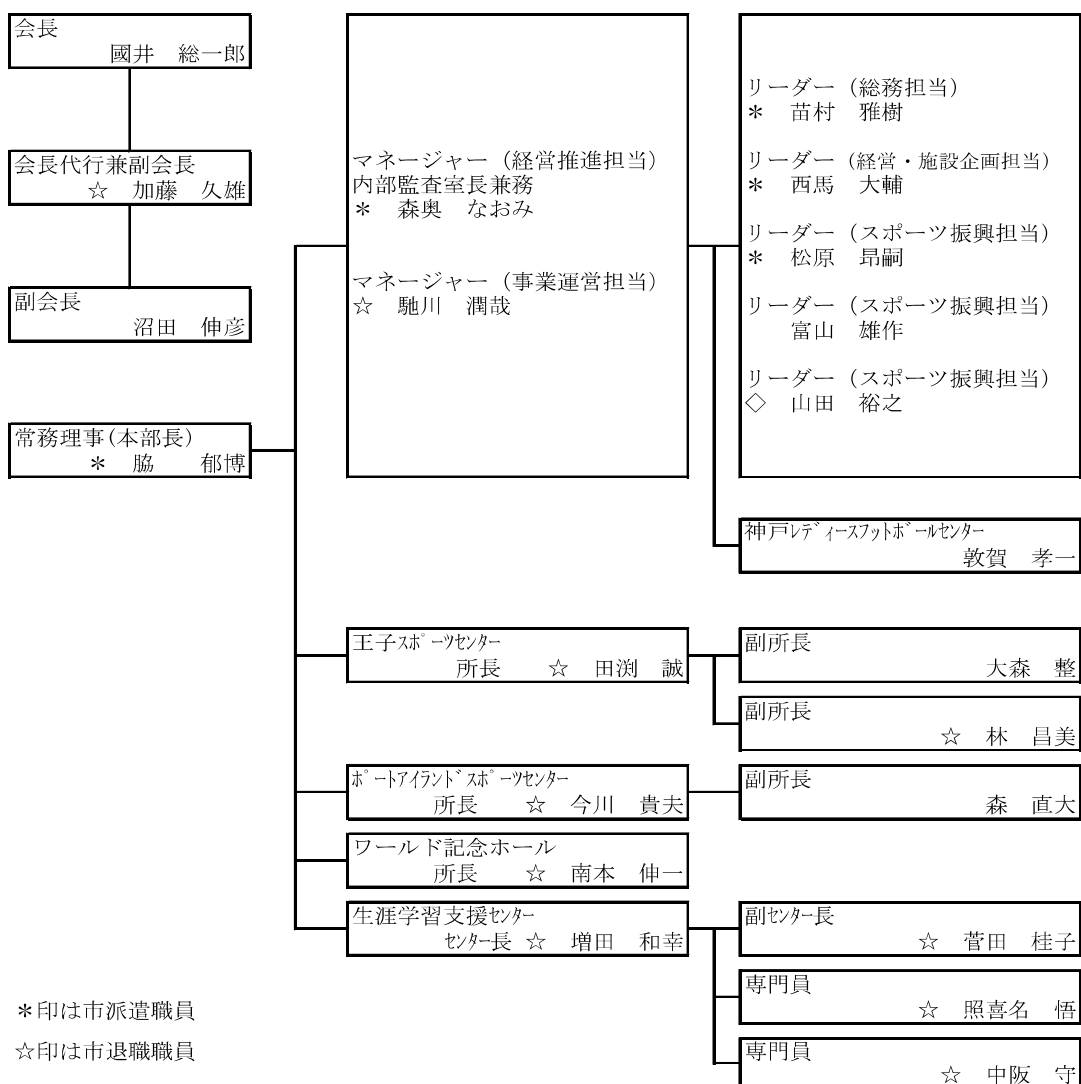
平成 30 年 9 月には、学校給食事業について、一般財団法人神戸市学校給食会に移管し、令和元年 7 月には、神戸市のスポーツ振興団体の位置づけをより明確化し、スポーツの発展に取り組むため、現名称に改称した。

II 協会の概要

1 名 称	公益財団法人神戸市スポーツ協会		
2 所在地	神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 (神戸商工貿易センタービル10階)		
3 設立年月 (沿革)	昭和22年12月	任意団体「神戸市体育協会」として発足	
	平成 2 年 4 月	財団法人認可	
	平成10年10月	(財)神戸市スポーツ教育公社と統合	
	平成24年 4 月	公益財団法人移行	
			「神戸市スポーツ教育協会」に名称変更
	令和元年 7 月		「神戸市スポーツ協会」に名称変更
4 基本財産	200,000千円 (出捐：神戸市87.5%)		

5 機 構

令和6年7月1日現在



*印は市派遣職員

☆印は市退職職員

◇印は市再任用職員

6 職員数（役員を除く）

令和6年7月1日現在

所 属	課長・施設長	係長・副施設長	係 員	合 計
本 部	2 (1)	6 (3)	12	20 (4)
王 子 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	2	3	6
ポ ー ト ア イ ラ ン ド ス ポ ー ツ セ ン タ ー	1	1	1	3
ワ ー ル ド 記 念 ホ ー ル	1	1		2
生 涯 学 習 支 援 セ ン タ ー	1	3	3	7
合 計	6 (1)	13 (3)	19	38 (4)

・（ ）内は市派遣職員数内書

・管理職以外の臨時職員及びパートタイム職員を除く

7 評議員・役員

(1) 評議員

令和6年7月1日現在

(五十音順)

	氏名	団体役職
1	阿部雅隆	神戸柔道協会副会長兼理事長
2	伊藤紀美子	田嶋株式会社代表取締役社長
3	伊原由美	弁護士
4	久保田輝	神戸新聞社運動部長
5	鈴木信子	神戸市スケート協会会長
6	檀特竜王	神戸市文化スポーツ局局長（スポーツ担当）
7	長ヶ原誠	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
8	中田進	神戸総合型地域スポーツクラブ全市連絡協議会会長
9	速水順一郎	神戸市レクリエーション協会会長
10	平野直美	神戸女子短期大学食物栄養学科教授
11	松本周二	神戸軟式野球協会会長
12	森田祐子	神戸市婦人団体協議会副会長
13	森本茂夫	神戸市バスケットボール協会会長

(2) 役員（理事・監事）

令和6年7月1日現在
(役職、五十音順)

	役職	氏名	団体役職
1	会長◎	國井 総一郎	株式会社ノーリツ相談役
2	会長代行 兼副会長◎	加藤 久雄	神戸市スポーツ協会
3	副会長	沼田 伸彦	元株式会社サンテレビジョン代表取締役社長
4	常務理事	脇 郁博	神戸市スポーツ協会
5	理事	川畑 龍雄	神戸市体操協会会長
6	理事	清見 昌功	前神戸市サッカー協会専務理事
7	理事	小林 祐梨子	日本パラ陸上競技連盟理事
8	理事	坂元 美子	神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科 准教授
9	理事	田淵 治男	神戸バレーボール協会会長
10	理事	常深 隼太郎	神戸市ラグビーフットボール協会副会長
11	理事	中川 一穂	神戸市剣道連盟会長
12	理事	西角 智成	神戸市陸上競技協会理事長
13	理事	新田 耕造	神戸市卓球協会会長
14	理事	藤江 久善	神戸市バドミントン協会会長
15	理事	森田 賢二	神戸市ソフトテニス連盟副会長
16	理事	山口 泰雄	神戸大学名誉教授
17	監事	黒田 信男	兵庫県山岳連盟副会長
18	監事	里見 良子	公認会計士

◎ 代表理事

8 加盟団体一覧 (43団体)

令和6年7月1日現在

	加盟団体名
1	神戸市陸上競技協会
2	神戸軟式野球協会
3	神戸市ソフトテニス連盟
4	神戸市水泳協会
5	神戸市剣道連盟
6	一般社団法人神戸市サッカー協会
7	神戸市テニス協会
8	神戸市体操協会
9	神戸市ハンドボール協会
10	神戸バレーボール協会
11	神戸市弓道協会
12	神戸柔道協会
13	神戸市相撲連盟
14	神戸市卓球協会
15	神戸市バスケットボール協会
16	神戸市バドミントン協会
17	神戸市ソフトボール協会
18	神戸市なぎなた協会
19	神戸市スキー協会
20	一般社団法人神戸市漕艇連盟
21	神戸市ラクビーフットボール協会

	加盟団体名
22	神戸市レスリング協会
23	神戸市ボクシング協会
24	兵庫県山岳連盟神戸支部
25	兵庫県野球連盟
26	神戸市ホッケー協会
27	神戸市クレ射撃協会
28	神戸市スケート協会
29	兵庫県高等学校体育連盟 神戸支部
30	神戸市中学校体育連盟
31	神戸市ボウリング協会
32	神戸市アーチェリー協会
33	神戸市少林寺拳法協会
34	神戸市空手道連盟
35	神戸市ウエイトリフティング協会
36	神戸市綱引連盟
37	神戸市ライフル射撃協会
38	神戸銃剣道連盟
39	神戸市アイスホッケー協会
40	神戸市バトン協会
41	神戸市ゴルフ協会
42	神戸市レクリエーション協会
43	神戸総合型地域スポーツクラブ 全市連絡協議会

(参考) 神戸市レクリエーション協会

加盟団体 (10団体)

	団体名
1	神戸市民山の会
2	神戸フォークダンス協会
3	神戸投輪連盟
4	神戸レディース卓球連盟
5	神戸市民ラジオ体操の会

	団体名
6	神戸民踊研究会
7	神戸市生涯体育大学同窓会
8	神戸市レクリエーション指導者クラブ
9	神戸市グラウンド・ゴルフ協会
10	神戸ウオーキング協会

Ⅲ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市スポーツ協会と称し、Kobe Sport Association（略称 K S A）と英訳する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民スポーツ大会等の開催並びにスポーツに関する事業の実施及び支援
- (2) 国際級スポーツ大会等の誘致
- (3) スポーツに関する国際交流事業の実施及び支援
- (4) スポーツ指導者の養成
- (5) 神戸総合型地域スポーツクラブの育成
- (6) スポーツ医・科学に基づく健康・体力づくりの推進
- (7) スポーツに関する調査研究及び情報の提供
- (8) スポーツ関係団体等とのネットワークの形成及び連携
- (9) スポーツ功労者等の顕彰
- (10) 社会教育施設の管理運営その他教育に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長（第21条に規定する会長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員10名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

(ウ) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

(オ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の総額が1,500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 財産目録の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 基本財産の処分又は除外の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人 2 名以上は、前項の議事録に署名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名又は 3 名

2 理事のうち 1 名を会長、1 名を会長代行兼副会長、2 名以内を常務理事とする。

3 会長、会長代行兼副会長及び常務理事以外の理事のうち、2 名以内を副会長とすることができる。

4 第 2 項の会長及び会長代行兼副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び会長代行兼副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び常務理事は、会長及び会長代行兼副会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、会長代行兼副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は前項の報告をするため、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除)

第28条 この法人は、一般法人法第198条において準用する一般法人法第111条第1項の賠償責任について、理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第198条において準用する一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行兼副会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長代行兼副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、会長代行兼副会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

(名誉会長及び顧問)

第 35 条 この法人に、任意の機関として、名誉会長 1 名及び顧問 4 名以内を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会の推挙により、会長が委嘱する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第 8 章 加盟団体

(加盟団体)

第 36 条 この法人は、次に掲げるものを加盟団体とする。

- (1) 神戸市におけるアマチュアスポーツを各競技別に統括する団体
- (2) 地域を代表する団体
- (3) 神戸市における学校体育団体
- (4) 神戸市におけるレクリエーションを統括する団体

(加盟)

第 37 条 この法人の加盟団体になろうとする団体は、評議員会の決議を経て加盟することができる。

(会費)

第 38 条 加盟団体は、毎事業年度、理事会において別に定める会費を納めなければならない。

(退会等)

第 39 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由書を付して、会長に退会届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体が第 36 条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認められるときは、評議員会において評議員現在数の 3 分の 2 以上の同意を経て、退会させることができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他退会させるべき正当な事由があるとき
- (加盟団体連絡会)

第 40 条 協会の職務執行に対して、意見交換及び協議を行うことを目的に、加盟団体連絡会を設置する。

2 加盟団体連絡会は、理事とすべての加盟団体をもって構成する。

第 9 章 賛助会員

(賛助会員)

第 41 条 この法人に賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。
- 3 賛助会員の入退会及び会費に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解散)

第 43 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）

第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記の日に就任する理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事 表孟宏 橋口秀志 植月正章 横関勇 正木一央 嶋中良治 小林茂幸 木村淳三
尼子邦之 佐藤由香里 大西睦雄 平川和文 岸本洋子 高井豊司 三谷弘光 木村光雄
藤原匠 吉田敦美
監事 神吉政明 青木節子 高橋信雄
- 4 この法人の最初の会長（代表理事）は表孟宏、会長代行兼副会長（代表理事）は橋口秀志、副会長（理事）は植月正章、常務理事は横関勇とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この定款の変更は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
投資有価証券	神戸市債 2 億円

IV 令和5年度 事業報告

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

＜神戸市スポーツ協会の事業体系図＞

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

イ スポーツ・教育施設運営事業

(2) 収益事業

＜収益1＞スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

イ 施設附帯等事業

1 事業報告

令和5年度から9年度までの5年間を計画期間とする第5期中期経営計画に基づき、すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供の実現に向けて、各事業を実施しスポーツの振興に努めた。

令和5年度は指定管理施設が減少し、物価の高騰等の社会情勢が変化するなかでも、当協会の経営資源を最大限活用し、加盟団体等への継続的な運営支援や、新規事業に取り組むとともに、市事業への参画による市スポーツ行政との連携を強化するなど、多くの市民がスポーツに親しむ機会を提供することができた。

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

大会名	実施時期	参加者	概要
第64回神戸市民体育大会	4月9日～ 10月1日	17,834人	市内各競技施設で、陸上競技など21競技、33大会を実施
令和5年度神戸市 総合スポーツ大会	8月2日～ 令和6年1月21日	12,436人	市内各競技施設で、水泳競技など16競技、23大会を実施
しあわせ健康駅伝大会 (第27回神戸市小学生 駅伝競走大会)	12月3日	207人	ユニバー記念競技場と周辺で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第55回神戸市 家庭バレーボールまつり	5月16～19日	776人	王子スポーツセンター
第58回神戸市 家庭バレーボール大会	10月3日・12日	251人	王子スポーツセンター(予選リーグ) 中央体育館(決勝トーナメント)
第19回都市間交流 スポーツ神戸大会	6月24日～ 7月16日	1,234人 (5都市合計)	横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市のスポーツ交流大会 市内各競技施設等で9競技を実施

b ファミリーウォーキング等

① ファミリーウォーキング

誰もが参加できる健康増進事業として、10km程度のコースで市内の名所や史跡を巡るファミリーウォーキングを開催した。市内の歴史的資源に触れ合える機会にもなるように神戸市文化財課と連携のうえ、コースや周辺の史跡等を参加者に紹介した。

(4回(4月、7月、11月、令和6年1月)開催 608人参加)

② KOBEOウォーキングツーリズム

スポーツと観光を融合させたイベントとして、ウォーキングを楽しみながら神戸の観光地を巡るスポーツツーリズムを新たに実施した(10月1日 99人参加)。

③ 六甲山ハイク

参加者の健康増進を図るとともに、六甲山の歴史や安全登山について学ぶことができるハイキングイベントを実施した(10月22日 41人参加)。

c スポーツイベント支援事業

① 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携のもと、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの誘致・開催支援に努めた。

(主なスポーツイベント)

全国級イベント 全農杯2023年全日本卓球選手権大会(ホープス・カブ・バンビの部)
第107回日本陸上競技選手権大会男子・女子20km競歩 など

② 神戸マラソン支援事業

加盟団体の協力を得て約350人の大会ボランティア(走路要員等)を動員し、沿道での安全確保を行ったほか、関連するランニングイベントや沿道応援イベントを実施し、大会の機運醸成を図った。

- ・王子スポーツセンターランニングクリニックの開催(参加者87人)
- ・神戸マラソンオフィシャルイベント「ランニング教室」の開催(参加者118人)
- ・神戸マラソン・シリーズイベント「第10回スポーツフェスティバル in ノエビアスタジアム神戸」の開催(約1,200人参加)

d 加盟団体等助成事業

① 運営支援

加盟団体の活動に対して助成を行うとともに、団体の事務所等を備えた「ふきあい分室」の運営、加盟団体の適正なガバナンスを確保するためのコンプライアンス研修を実施するなど継続して支援を行った。

② 活動の情報発信

協会ホームページで加盟団体の活動を紹介し、王子スポーツセンターにおいても掲示板を活用して加盟団体の活動を紹介した。

③ 競技力向上の支援

加盟団体が実施する競技力向上を目的とする強化練習に対する支援を行った。

e その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

市内トップチームやトップアスリートによる教室事業(6教室 265人・親子72組参加)等を実施したほか、市と協働してヴィッセル神戸およびINAC神戸レオネッサ優勝祝勝会の企画運営を行った。

② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、令和6年3月13日に表彰式を開催した。

内容 運営功労賞（19人）、優秀指導者賞（8人）、優秀団体賞（4団体）、
優秀選手賞（4人）、スポーツ振興賞（3団体）

その他 表彰式典実施後に加盟団体向けコンプライアンス研修を実施

③ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸、コベルコ神戸スティーラーズ、神戸ストークス、久光スプリングス、
INAC神戸レオネッサ、アルコ神戸、エレコム神戸ファイニーズの市民観戦会を行っ
た（合計10回 6,049人）。

④ 基礎体力向上のための取組み

「小学生かけっこ教室」「走り方教室」を開催した（合計4回 322人 親子165組）。

⑤ 様々なスポーツを体験する機会の提供

子どもたちがニュースポーツを含め多様なスポーツに触れあう機会を提供するととも
に、競技者のすそ野を広げるための取組みとして、加盟団体等と連携しスポーツ教室及
び体験会を実施した（合計5種目 521人）。

⑥ 情報提供事業

子ども向け情報誌「スポ協つうしんジュニア」の発行及び機関誌「神戸体育」の作成
やホームページでの情報提供等を行った。

⑦ 神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会への支援

「スポ協つうしんジュニア」やスポーツ施設のデジタルサイネージで大会関連情報を
発信し、テスト大会へ当協会職員を派遣するなど運営協力を行った。

⑧ 市と連携した新たな取組み

第35回全日本高校・大学ダンスフェスティバルや2023KOBEL六甲全山縦走・半縦
走大会の運営に参画した。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

① スポーツ施設

指定管理者として、2スポーツ施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポ
ーツセンター）の管理運営を実施し、良好なスポーツ環境の提供に努めた。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和5年度	令和4年度		
王子スポーツセンター	337,667人	328,673人	8,994人	2.7%
ポートアイランド スポーツセンター	216,260人	239,646人	△23,386人	△9.8%
合計	553,927人	568,319人	△14,392人	△2.5%

※利用人数には、大会観覧者数を含む。

※ポートアイランドスポーツセンターでは天井の緊急補修工事を行ったため、約1か月間50mプール
および飛び込みプールの利用を休止した。

② 社会教育施設

指定管理者として、生涯学習支援センターの管理運営、神戸市老眼大学の開催や生涯学習市民講師登録制度の運用により、生涯学習活動を支援した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和5年度	令和4年度		
生涯学習支援センター	333,412人	288,416人	44,996人	15.6%

b 施設スポーツ振興事業

指定管理施設において、「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援や多くの市民を対象とした様々なイベントを実施した。

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

王子スポーツセンターのスタッフによる地域スポーツクラブの育成支援を実施した。

② KOBE スポーツトライアル DAY2023 の開催

身体を動かす機会やスポーツを始める契機となり、子どもから大人までが楽しめる様々なイベント体験会を開催。また、トップアスリートのトークショーを企画し交流を図った（参加者 1,844 人）。

③ ウィンターフェスティバルの開催

ポートアイランドスポーツセンターにおいて、スケートの一般利用開始にあわせて、自由滑走や温水プール遊泳の割引等を実施した（参加者 1,552 人）。

④ 大学連携事業

神戸親和大学とコラボした学生主導のスポーツ教室「チャレンジサマー学校」を開催した（参加者 78 人）。

市内 12 大学（神戸薬科大学、兵庫県立大学等）と連携し、健康・文化・歴史などのテーマに対してバラエティ豊かな講義「こうべ生涯学習カレッジ」を開催した（参加者 104 人）。

c スポーツ教室等事業

球技などの一般教室に加え、子どもの体力づくりや中高年の健康づくりを支援する運動教室などを開催した（103 教室 受講者 8,624 人）。

(2) 収益事業

<収益1>スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設（ワールド記念ホール）収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行い、文化・興行・式典・スポーツイベント等を積極的に誘致しイベントの振興と収益確保に取り組んだ。

また、神戸マラソンに協力し施設利用を無料とするとともに、神戸ストークスに対しては、ホームゲームの開催を支援した。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和5年度	令和4年度		
ワールド記念ホール	408,121人	424,378人	△16,267人	△3.8%

b レディースフットボールセンター推進事業

兵庫県サッカー協会とともに、女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」を運営し女子サッカーの普及・振興に努めるとともに、校外学習やスポーツ交流の場を提供し地域貢献に取り組んだ。

元サッカー日本代表の永島昭浩氏をアドバイザーとして招聘し認知度向上に取り組むとともに、練習場の人工芝を張り替え設備面を充実させた。

施設名	利用人数		増減	増減率
	令和5年度	令和4年度		
神戸レディースフットボールセンター	57,868人	54,148人	3,720人	6.9%

※利用人数には、大会観覧者数を含む

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館及び神戸レディースフットボールセンターで駐車場の運営事業等を行った。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出しや、ワールド記念ホールでの施設利用に関する附属設備・備品等の貸出を行った。また、各施設に設置した自動販売機の手数料収入を得た。

2 事業別収支計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(単位:円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
経常収益の部	973,192,231	経常費用の部	1,002,036,271
公益目的事業	557,893,855	公益目的事業	658,731,541
(公1)スポーツ・教育振興事業	557,893,855	(公1)スポーツ・教育振興事業	658,731,541
市民スポーツ振興事業	41,127,903	市民スポーツ振興事業	105,853,613
スポーツ・教育施設運営事業	512,939,952	スポーツ・教育施設運営事業	552,877,928
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000		
収益事業	396,295,827	収益事業	312,199,787
(収1)スポーツ・教育施設収益事業	396,295,827	(収1)スポーツ・教育施設収益事業	312,199,787
スポーツ施設収益事業	318,367,601	スポーツ施設収益事業	264,983,953
施設附帯等事業	77,928,226	施設附帯等事業	47,215,834
法人会計	19,002,549	法人会計	31,104,943
経常外収益の部	0	経常外費用の部	297,153
収益合計	973,192,231	費用合計	1,002,333,424
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 29,141,193
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	172,000
(1) 補助金 33,000千円		当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	△ 29,313,193
(2) 負担金 0千円			
(3) 受託料等 423,558千円			

3 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（単位：円）

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	3,826,000	0	0	3,826,000
受取会費	420,000	0	0	420,000
事業収益	513,521,511	391,032,876	18,982,345	923,536,732
受取負担金	0	0	0	0
受取補助金等	35,440,000	3,463,455	0	38,903,455
受取寄付金	0	538,468	0	538,468
過年度収益	71,178	6,362	0	77,540
雑収益	4,615,166	1,254,666	20,204	5,890,036
経常収益計	557,893,855	396,295,827	19,002,549	973,192,231
(2) 経常費用				
事業費	658,731,541	312,199,787	0	970,931,328
管理費	0	0	31,104,943	31,104,943
経常費用計	658,731,541	312,199,787	31,104,943	1,002,036,271
当期経常増減額	△ 100,837,686	84,096,040	△ 12,102,394	△ 28,844,040
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	1	297,152	297,153
当期経常外増減額	0	△ 1	△ 297,152	△ 297,153
他会計振替前当期一般正味財産増減額	△ 100,837,686	84,096,039	△ 12,399,546	△ 29,141,193
他会計振替額	74,094,346	△ 74,094,346	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 26,743,340	10,001,693	△ 12,399,546	△ 29,141,193
法人税・住民税及び事業税	0	172,000	0	172,000
当期一般正味財産増減額	△ 26,743,340	9,829,693	△ 12,399,546	△ 29,313,193
一般正味財産期首残高	39,482,813	397,471,961	229,960,206	666,914,980
一般正味財産期末残高	12,739,473	407,301,654	217,560,660	637,601,787
II 指定正味財産増減の部				
一般正味財産への振替額	0	△ 4,001,923	0	△ 4,001,923
当期指定正味財産増減額	0	△ 4,001,923	0	△ 4,001,923
指定正味財産期首残高	200,000,000	42,562,595	0	242,562,595
指定正味財産期末残高	200,000,000	38,560,672	0	238,560,672
当期正味財産増減額	△ 26,743,340	5,827,770	△ 12,399,546	△ 33,315,116
正味財産期首残高	239,482,813	440,034,556	229,960,206	909,477,575
III 正味財産期末残高	212,739,473	445,862,326	217,560,660	876,162,459

4 貸借対照表

令和6年3月31日現在（単位：円）

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	326,138,206	未払金	134,114,898
未収金	42,023,124	前受金	27,661,163
前払金	204,000	未払法人税等	172,000
前払費用	6,500,297	預り金	20,285,195
未収消費税	1,935,200	賞与引当金	8,811,902
流動資産合計	376,800,827	流動負債合計	191,045,158
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	33,452,209
投資有価証券	200,000,000	固定負債合計	33,452,209
基本財産合計	200,000,000	負債合計	224,497,367
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
退職給付引当資産	33,452,209	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	215,472,308	出捐金	200,000,000
特定準備資産	70,000,000	（うち基本財産への充当額）	(200,000,000)
市民スポーツ振興事業準備資金	60,000,000	受取補助金等	31,458,781
建物	30,948,549	（うち特定資産への充当額）	(31,458,781)
構築物	30,492,155	受取寄附金	7,101,891
什器備品	1	（うち特定資産への充当額）	(7,101,891)
特定資産合計	440,365,222	指定正味財産合計額	238,560,672
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	637,601,787
建物	1,335,609	（うち特定資産への充当額）	(368,352,341)
構築物	79,225,076	正味財産合計	876,162,459
車輛運搬具	3		
什器備品	932,725		
機械・装置	1,698,264		
水道施設利用権	123,930		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	83,493,777		
固定資産合計	723,858,999		
資産合計	1,100,659,826	負債及び正味財産合計	1,100,659,826

(特定資産)

建物減価償却累計額	19,634,749
構築物減価償却累計額	67,148,108
什器備品減価償却累計額	3,464,999

(その他固定資産)

建物減価償却累計額	5,591,784
構築物減価償却累計額	193,827,914
車輛運搬具減価償却累計額	4,788,974
什器備品減価償却累計額	25,437,326
機械・装置減価償却累計額	8,163,991

5 財産目録

令和6年3月31日現在 (単位：円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金		未払金	134,114,898
小口現金等	3,095,016	前受金	
普通預貯金		ワールド記念ホール利用料金等	27,661,163
三井住友・みなと・ゆうちょ銀行等	323,043,190	未払法人税等	172,000
未収金 (利用料金等)	42,023,124	預り金	
前払金 (令和6年度契約費用)	204,000	神戸市歳入金他	20,285,195
前払費用 (令和6年度保険料等)	6,500,297	賞与引当金	8,811,902
未収消費税等	1,935,200	流動負債合計	191,045,158
流動資産合計	376,800,827		
		2. 固定負債	
2. 固定資産		退職給付引当金	33,452,209
(1) 基本財産		固定負債合計	33,452,209
投資有価証券		負債合計	224,497,367
神戸市公募公債	200,000,000		
基本財産合計	200,000,000	III 正味財産の部	876,162,459
(2) 特定資産			
退職給付引当資産			
三井住友銀行	33,452,209		
減価償却引当資産			
三井住友銀行	115,472,308		
神戸市公募公債	100,000,000		
特定準備資産			
三井住友銀行	70,000,000		
市民スポーツ振興事業準備資金			
三井住友銀行	60,000,000		
建物	30,948,549		
構築物	30,492,155		
什器備品	1		
特定資産合計	440,365,222		
(3) その他固定資産			
建物	1,335,609		
構築物			
王子駐車場, 神戸LFC人工芝等	79,225,076		
車輛運搬具 3台	3		
什器備品	932,725		
機械・装置	1,698,264		
水道施設利用権	123,930		
敷金・保証金	150,000		
預託金	28,170		
その他固定資産合計	83,493,777		
固定資産合計	723,858,999		
資産合計	1,100,659,826		

6 事業別収入明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（単位：円）

事業	合計	内訳			
		事業収入	負担金・補助金収入	寄付金・協賛金収入	その他収入
経常増減の部	973,192,231	923,536,732	38,903,455	538,468	10,213,576
公益目的事業	557,893,855	513,521,511	35,440,000	0	8,932,344
(公1) スポーツ・教育振興事業	557,893,855	513,521,511	35,440,000	0	8,932,344
市民スポーツ振興事業	41,127,903	1,030,454	35,440,000	0	4,657,449
スポーツ・教育施設運営事業	512,939,952	512,491,057	0	0	448,895
スポーツ・教育振興事業共通	3,826,000	0	0	0	3,826,000
収益事業	396,295,827	391,032,876	3,463,455	538,468	1,261,028
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	396,295,827	391,032,876	3,463,455	538,468	1,261,028
スポーツ施設収益事業	318,367,601	313,149,196	3,463,455	538,468	1,216,482
施設附帯等事業	77,928,226	77,883,680	0	0	44,546
法人会計	19,002,549	18,982,345	0	0	20,204
経常外増減の部	0	0	0	0	0
当期収入合計	973,192,231	923,536,732	38,903,455	538,468	10,213,576

7 事業別支出明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（単位：円）

事業	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
経常増減の部	1,002,036,271	190,909,293	793,766,950	17,360,028
公益目的事業	658,731,541	143,184,879	514,922,701	623,961
(公1) スポーツ・教育振興事業	658,731,541	143,184,879	514,922,701	623,961
市民スポーツ振興事業	105,853,613	48,384,657	57,387,305	81,651
スポーツ・教育施設運営事業	552,877,928	94,800,222	457,535,396	542,310
収益事業	312,199,787	33,905,346	261,682,115	16,612,326
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	312,199,787	33,905,346	261,682,115	16,612,326
スポーツ施設収益事業	264,983,953	29,071,501	223,232,606	12,679,846
施設附帯等事業	47,215,834	4,833,845	38,449,509	3,932,480
法人会計	31,104,943	13,819,068	17,162,134	123,741
経常外増減の部	297,153	0	297,153	0
小計（税引前当期支出額）	1,002,333,424	190,909,293	794,064,103	17,360,028
法人税・住民税及び事業税	172,000	0	172,000	0
当期支出合計	1,002,505,424	190,909,293	794,236,103	17,360,028

8 財務状況の推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4 → 5増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	△ 39,634	30,927	△ 28,844	△ 59,771
		経常収益	1,166,744	1,453,880	973,192	△ 480,688
		うち公益	868,756	973,135	557,894	△ 415,241
		うち公益以外	297,988	480,745	415,298	△ 65,447
		経常費用	1,206,378	1,422,953	1,002,036	△ 420,917
		うち事業費（公益）	907,531	1,033,871	658,731	△ 375,140
		うち事業費（公益以外）	275,008	362,919	312,200	△ 50,719
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	23,839	26,163	31,105	4,942
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	△ 658	903	△ 297	△ 1,200	
	経常外収益	4	1,250	0	△ 1,250	
	経常外費用	662	347	297	△ 50	
	法人税・住民税及び事業税	322	322	172	△ 150	
	当期一般正味財産増減額	△ 40,614	31,508	△ 29,313	△ 60,821	
	一般正味財産期首残高	676,021	635,407	666,915	31,508	
	一般正味財産期末残高	635,407	666,915	637,602	△ 29,313	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 4,758	△ 4,339	△ 4,002	337
		指定正味財産増加額	0	0	0	0
		指定正味財産減少額	4,758	4,339	4,002	△ 337
うち一般正味財産への振替額		△ 4,758	△ 4,339	△ 4,002	337	
指定正味財産期首残高		251,659	246,901	242,562	△ 4,339	
指定正味財産期末残高		246,901	242,562	238,561	△ 4,001	
正味財産期首残高		927,680	882,308	909,477	27,169	
当期正味財産増減	△ 45,372	27,169	△ 33,315	△ 60,484		
正味財産期末残高	882,308	909,477	876,162	△ 33,315		
貸借対照表（B/S）	資産合計	1,127,890	1,201,377	1,100,660	△ 100,717	
	流動資産	401,048	449,645	376,801	△ 72,844	
	固定資産	726,842	751,732	723,859	△ 27,873	
	うち建物	36,179	34,221	32,284	△ 1,937	
	負債合計	245,583	291,900	224,497	△ 67,403	
	流動負債	188,490	229,830	191,045	△ 38,785	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	57,093	62,070	33,452	△ 28,618	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	882,308	909,477	876,162	△ 33,315	
指定正味財産	246,901	242,562	238,561	△ 4,001		
一般正味財産	635,407	666,915	637,602	△ 29,313		

V 令和6年度 事業計画 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1 事業計画

当協会は、第5期中期経営計画に沿って、すべての世代の神戸市民がそれぞれの状況に応じてスポーツに親しみ、余暇の充実と健康の維持ができるスポーツ環境の提供の実現に向けて各事業を推進し、これらの取組みを通じて市民の《Well-being》の実現に寄与していく。

令和6年度においては、神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会の積極的な支援とともに、加盟団体等と連携しながら、様々な体験会や教室・イベントを実施する。

「スポーツ振興事業」では、より多くの市民が自発的かつ日常的にスポーツ・健康づくりに取り組めるよう、広報活動を積極的に行いながら、六甲シティマラソン大会開催や総合スポーツ大会の種目拡大、震災30年事業としてのメモリアルウオークの開催等、より一層市民スポーツの振興に取り組む。

また、市民が新たにスポーツに参加・体験できる体験会等のイベント開催を支援する制度を創設するとともに、競技団体交付金制度の見直しを行うことで、競技団体等との連携や支援を行い、一層の競技普及・市民参加率の向上を図る。

「指定管理施設等の運営」では、2スポーツ施設（王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター）において、幅広い世代の市民が、日常的に気軽にスポーツを楽しむことのできるきっかけを提供するとともに、生涯学習支援センターにおいては、神戸市老眼大学の開催や生涯学習市民講師登録制度の運用により、生涯学習活動を支援する。

(1) 公益目的事業

＜公益1＞スポーツ・教育振興事業

ア 市民スポーツ振興事業

a 市民スポーツ大会等開催事業

市民皆スポーツを目指し、市民向けスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施する。

大会・イベント名	実施予定時期	概要・場所
第65回神戸市民体育大会	4月6日～11月10日	市内各競技施設で、陸上競技など22競技を実施
令和6年度神戸市 総合スポーツ大会	7月30日～ 令和7年1月25日	市内各競技施設で、水泳競技など21競技を区対抗等で実施
第32回六甲シティマラソン大会 ～阪神・淡路大震災30年特別大会～	令和7年1月26日	六甲アイランド内特設コースで実施
しあわせ健康駅伝大会 (第28回神戸市小学生駅伝競走大会)	11月30日	ユニバー記念競技場と周回路で、小学校4～6年生の学年別男女混成による駅伝大会を開催
第56回神戸市家庭バレーボールまつり	5月14日・16～17日	王子スポーツセンター
第59回神戸市家庭バレーボール大会	10月2日・10日	王子スポーツセンター 中央体育館
ファミリーウオーキング	4月7日・6月9日・10月 14日・令和7年1月12日	市内各所
KOBEウオーキングツーリズム	9月29日	
六甲山系ハイキング	10月5日(予定)	安全登山の講習と合わせて摩耶山を中心に実施予定

b スポーツイベント支援事業

① 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会への支援

東アジアで初となる「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」の運営支援を行うとともに、「スポ協つうしんジュニア特別号」等において大会関連情報を発信し、大会の成功に向けて積極的に支援を行う。

② 各種スポーツイベント誘致支援

日本スポーツ協会加盟団体や兵庫県スポーツ協会加盟団体等との連携のもと、大会実行委員会への参加、大会運営経費の助成、広報等、市民に夢や感動を届ける全国級・日本リーグ級のスポーツイベントの誘致・開催支援に努める。

③ 神戸マラソン支援事業

市と連携しながら継続して協力・支援を行う。

c 加盟団体等助成事業

加盟団体を通じて、より一層スポーツのすそ野を広げられるように助成制度を改正し、きめ細やかな助成を実施するとともに、団体の事務所等を備えた「ふきあい分室」の運営、加盟団体の適正なガバナンスを確保するためのコンプライアンス研修を実施するなど継続して支援を行う。

また、加盟団体が実施する競技力向上を目的とする強化練習に対する支援を行う。

d その他スポーツ振興事業

① トップアスリートとの交流機会の提供

神戸を拠点として活躍するトップチームや、オリンピックと子どもたちとの交流の場を設け、スポーツに対する関心を高め、夢と希望を育むとともに、スポーツに親しむきっかけづくりとする。

また、ノエビアスタジアムを拠点とするトップチームと連携し、震災 30 年事業としてメモリアルウオークを開催する。

② スポーツ協会表彰の実施

スポーツ協会表彰規程に基づき、スポーツの振興に功績のあった方々を表彰する。

③ 市民への観戦機会の提供

ヴィッセル神戸をはじめとして、INAC神戸レオネッサ、コベルコ神戸スティーラーズ、神戸ストークスなど市内のトップチームの観戦会を実施し、レベルの高いスポーツイベントに接する機会を市民に提供する。

④ 基礎体力向上のための取組み

子どもたちの体力低下対策の一つとして、各種スポーツに欠かせない走る力の向上のための「小学生かけっこ教室」「走り方教室」を開催する。

⑤ 様々なスポーツを体験する機会の提供

加盟団体や民間事業者が実施する競技の体験会や多数の市民が参加・体験できるイベント等への支援を通じて、市民がスポーツに触れ合う機会を提供する。

⑥ 情報提供事業

情報誌である「スポ協つうしんジュニア」やホームページ等を活用し、協会事業やスポーツの情報などを幅広く提供するとともに、加盟団体等の活動についても積極的に発信していく。

⑦ 神戸市事業への新たな参画

神戸市との役割分担に基づき、市のスポーツ事業のうち、「市民山の会」「市民ラジオ体操の会」「生涯体育大学」「神戸市少年団（登山・柔道・剣道）」の 4 事業及び「全日本高校・大学ダンスフェスティバル」等について受託等の手法で参画する。

⑧ 各種プロジェクトチームの立ち上げ

市民のスポーツ実施率の向上、市内スポーツ情報の効果的な発信及び国際大会レガシーの継承に向けて新たにプロジェクトチームを立ち上げ、取り組みを進める。

イ スポーツ・教育施設運営事業

a 指定管理施設運営事業

指定管理者として、王子スポーツセンター、ポートアイランドスポーツセンター及び生涯学習支援センターの管理運営を行う。

b 施設スポーツ振興事業

指定管理者として、利用者をはじめ、多くの市民を対象とした身近にスポーツに親しめる、様々なイベントを実施する。

① 「神戸総合型地域スポーツクラブ」育成支援事業の実施

灘区及び中央区の地域スポーツクラブの育成支援策を展開する。

② スポーツセンター事業

王子スポーツセンターにおいて、大人から子どもまでが楽しむことのできるスポーツイベント「KOBEスポーツトライアルDAY2024」を開催し、ポートアイランドスポーツセンターにおいては、スケート教室などのイベント「ウィンターフェスティバル」やオリンピックによる水泳教室を開催し、アイススケートと水泳の普及・振興を図る。

③ その他スポーツ振興事業

パラスポーツやニュースポーツ体験会のほか、中高年齢者のフレイル予防につながる体験会等を実施する。熱中症予防などをテーマとするスポーツ安全講習会やトップアスリートによる、初・中級者を対象にしたランニング教室等を開催する。

c スポーツ教室等事業

指定管理者として、市民の健康づくりや、スポーツ・文化に親しめる機会を提供するとともに、子どもの体力づくりや中高年齢者のフレイル予防と健康づくりを支援するため、各施設において113のスポーツ教室・文化講座を開催し、定員延べ7,700名で募集を行う。

(2) 収益事業

<収益1>スポーツ・教育施設収益事業

ア スポーツ施設収益事業

a 指定管理施設（ワールド記念ホール）収益事業

指定管理者として、ワールド記念ホールの管理運営を行う。開業40周年を機に記念事業を行う。

b レディースフットボールセンター推進事業

協会の自主事業として、INAC神戸レオネッサや女子サッカーチームの練習拠点として女子の利用を優先した「神戸レディースフットボールセンター」の管理運営を兵庫県サッカー協会とともに行う。

また、同センターの更なる利用活性化と女子サッカー振興促進の観点からアドバイザーとして、昨年に引き続き永島昭浩氏に助言や広報等に協力していただく。加えて、利用者サービスの一環として、登録チームを対象としたINAC神戸ホームゲーム観戦機会の拡大を行う。

イ 施設附帯等事業

a 駐車場等運営事業

王子スポーツセンター、中央体育館、神戸レディースフットボールセンターでの駐車場の運営等を行う。

b 管理施設附帯等事業

ポートアイランドスポーツセンターでのスケート靴の貸出し、ワールド記念ホールにおける備品貸出し、各施設において自動販売機の事業等を行う。

2 経営改善の取組み

当協会では「すべての人々が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康づくりができるスポーツ社会」を基本理念に、神戸市におけるスポーツの普及及び競技力の向上を図るとともに、教育・健康増進に関する事業を行い、もって市民の健全な心身の発達及び保持に寄与することを目的として活動している。

今後も持続的に公益目的事業を実施するため、神戸市、協会を取り巻く環境の変化やこれまでの取組実績等も踏まえた第5期中期経営計画を策定した。令和5年度から9年度を計画期間とする本計画に基づき、継続的な経営改善に取り組みながら、着実に事業を実施していく。

(1) 協会関連事業の参加者数増に向けた取組み

競技団体に対するきめ細やかな支援と連携した事業展開による市民へのスポーツ環境の提供、専門性を持った民間事業者や大学等との連携によるスポーツ振興およびメディアを活用したスポーツ情報の発信により、協会の専門性・経験・加盟団体との連携を活かしたスポーツ振興に取り組んだ。

また、市との連携強化、役割分担に基づいたスポーツ振興、様々な世代がスポーツに取り組める環境の提供および生涯を通じた学習環境づくりを行い、市と協会が両輪となった事業展開を図った。

【協会関連事業の参加者数】

指標	R 5年度実績	主な取組内容・要因
協会関連事業の参加者数 令和3年度比 25%増	+53% (※指定管理を外れた5地区体育館を含めると+14%)	市民体育大会・総合スポーツ大会開催 (競技数の増、有観客開催) 走り方教室・トップチーム教室の増 ウォーキングツーリズムの実施 ワールド記念ホールのイベント増 老眼大学、市民講師の活動促進

【今後の方針】

新型コロナウイルス感染症の影響が残る令和3年度と比較し、令和5年度は各種大会やスポーツイベント等の制限が撤廃されたことで当初設定の指標を大幅に上回る実績となった。

令和6年度以降は、これまでの取組みとあわせて、六甲シティマラソン大会の2年ぶりの開催や、神戸市総合スポーツ大会の種目を拡大するとともに、市民が新たにスポーツに参加・体験できる体験会等のイベント開催を支援する新たな制度を設けるなど競技団体等との連携や支援を行いながら、一層の競技普及および市民参加率の向上を図り、指定管理を外れた5地区体育館を含む令和3年度実績からの25%増を目標として参加者数増に努めていく。

(2) 単年度・累積収支均衡のための取組み

経費削減や収入増加への取組みや類似事業の統合・整理を進めるとともに、組織体制と役割分担の見直し等を行った。

【中期経営計画収支（令和5～9年度）】

指標	R 5 年度実績	主な取組内容・要因
単年度収支均衡 （期間を通しての 累積収支均衡）	△29,313 ※給食物資調達運転資金 30,000千円の清算を除 くと実質+687千円	給食物資調達運転資金の精算（△30,000千円） ポートアイランドスポーツセンター緊急補修工 事による閉館（約1カ月）

【今後の方針】

本部運営の一元化や事業の集約化等、組織体制を見直し、機動的に業務を行える体制を整えた。今後より効率的な組織運営に向けた業務分担の整理を行っていく。

収益事業の柱であるワールド記念ホールにおいて、早期の予約確定による利用稼働率の向上に努めるとともに、将来の公益目的事業の財源を補完するため、令和4年度より資金を継続的に積み立て、安定的な事業運営を図る。

また、研修の充実や資格取得支援等により、協会運営に携わる職員の人材育成およびスキルアップを図り、協会職員の自律性を高める。

3 事業別収支予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(単位:千円)

収益の部		費用の部	
事業	金額	事業	金額
公益目的事業	632,374	公益目的事業	758,656
(公1) スポーツ・教育振興事業	632,374	(公1) スポーツ・教育振興事業	758,656
市民スポーツ振興事業	93,778	市民スポーツ振興事業	196,656
スポーツ・教育施設運営事業	534,770	スポーツ・教育施設運営事業	562,000
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	スポーツ・教育振興事業共通	0
収益事業	446,828	収益事業	369,724
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	446,828	(収1) スポーツ・教育施設収益事業	369,724
スポーツ施設収益事業	350,718	スポーツ施設収益事業	307,095
施設附帯等事業	96,110	施設附帯等事業	62,629
法人会計	18,630	法人会計	27,655
収益合計	1,097,832	費用合計	1,156,035
		税引前当期一般正味財産増減額 (A)	△ 58,203
※ 神戸市からの収入		法人税・住民税及び事業税 (B)	172
(1) 補助金	64,555千円	当期一般正味財産増減額 (A)-(B)	△ 58,375
(2) 負担金	0千円		
(3) 受託料等	413,462千円		

4 予定正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (単位: 千円)

科目	金額	
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	3,826	
特定資産運用益	458	
受取会費	769	
事業収益	1,004,920	
受取補助金等	79,987	
受取寄付金	506	
雑収益	7,366	
経常収益 計		1,097,832
(2) 経常費用		
事業費	1,128,380	
管理費	27,655	
経常費用 計		1,156,035
当期経常増減額		△ 58,203
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益	0	
経常外収益 計		0
(2) 経常外費用	0	
経常外費用 計		0
当期経常外増減額		0
税引前当期一般正味財産増減額		△ 58,203
法人税、住民税及び事業税		172
当期一般正味財産増減額		△ 58,375
一般正味財産期首残高		637,602
一般正味財産期末残高		579,227
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等		0
受取寄付金		0
一般正味財産への振替額		△ 3,898
当期指定正味財産増減額		△ 3,898
指定正味財産期首残高		238,561
指定正味財産期末残高		234,663
当期正味財産増減額		△ 62,273
正味財産期首残高		876,162
III 正味財産期末残高		813,889

5 予定貸借対照表

令和7年3月31日現在 (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	310,479	未払金	134,115
未収金	42,023	前受金	27,661
前払金	204	未払法人税等	172
前払費用	6,500	預り金	20,285
未収消費税等	1,935	賞与引当金	9,091
流動資産合計	361,141	流動負債合計	191,324
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	17,967
投資有価証券	200,000	固定負債合計	17,967
基本財産合計	200,000	負債合計	209,291
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
退職給付引当資産	17,967	1. 指定正味財産	
減価償却引当資産	225,172	出捐金	200,000
特定準備資産	0	(うち基本財産への充当額)	(200,000)
市民スポーツ振興事業準備資金	90,000	受取補助金等	28,067
建物	29,230	(うち特定資産への充当額)	(28,067)
構築物	26,902	受取寄附金	6,595
什器備品	1	(うち特定資産への充当額)	(6,595)
特定資産合計	389,272	指定正味財産合計額	234,662
(3) その他固定資産		2. 一般正味財産	579,227
建物	1,122	(うち特定資産への充当額)	(336,643)
構築物	69,539		
車輛運搬具	3	正味財産合計	813,889
什器備品	566		
機械・装置	1,272		
水道施設利用権	87		
敷金・保証金	150		
預託金	28		
その他固定資産合計	72,767		
固定資産合計	662,039		
資産合計	1,023,180	負債及び正味財産合計	1,023,180

(特定資産)

建物減価償却累計額	21,354
構築物減価償却累計額	70,738
什器備品減価償却累計額	3,465

(その他固定資産)

建物減価償却累計額	5,806
構築物減価償却累計額	203,514
車輛運搬具減価償却累計額	4,789
什器備品減価償却累計額	25,804
機械・装置減価償却累計額	8,590

6 事業別予定収入明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：千円）

科 目	合計	内訳			
		事業収入	負担金・ 補助金収入	寄付金・ 協賛金収入	その他収入
公益目的事業	632,374	545,218	76,595	1,236	9,325
(公1) スポーツ・教育振興事業	632,374	545,218	76,595	1,236	9,325
市民スポーツ振興事業	93,778	10,827	76,595	1,236	5,120
スポーツ・教育施設運営事業	534,770	534,391	0	0	379
スポーツ・教育振興事業共通	3,826	0	0	0	3,826
収益事業	446,828	441,072	3,392	506	1,858
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	446,828	441,072	3,392	506	1,858
スポーツ施設収益事業	350,718	344,962	3,392	506	1,858
施設附帯等事業	96,110	96,110	0	0	0
法人会計	18,630	18,630	0	0	0
当期収入合計	1,097,832	1,004,920	79,987	1,742	11,183

7 事業別予定支出明細書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（単位：千円）

科 目	合計	内訳		
		人件費	物件費	減価償却費
公益目的事業	758,656	144,332	614,324	0
(公1) スポーツ・教育振興事業	758,656	144,332	614,324	0
市民スポーツ振興事業	196,656	49,776	146,880	0
スポーツ・教育施設運営事業	562,000	94,556	467,444	0
収益事業	369,724	37,053	316,913	15,758
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	369,724	37,053	316,913	15,758
スポーツ施設収益事業	307,095	32,562	262,036	12,497
施設附帯等事業	62,629	4,491	54,877	3,261
法人会計	27,655	13,255	14,119	281
法人税・住民税及び事業税	172	0	172	0
当期支出合計	1,156,207	194,640	945,528	16,039

VI 令和5年度主要事業計画・実績比較

(単位：千円)

事業名	事業計画	実績	備考
公益目的事業	704,253	658,731	
(公1) スポーツ・教育振興事業	704,253	658,731	
市民スポーツ振興事業	116,614	105,853	
スポーツ・教育施設運営事業	587,639	552,878	
収益事業	349,778	312,200	
(収1) スポーツ・教育施設収益事業	349,778	312,200	
スポーツ施設収益事業	296,912	264,984	
施設附帯等事業	52,866	47,216	
法人会計	31,497	31,105	

参考

1 主要事業の推移

事業名	項目	令和3年度	令和4年度		令和5年度	
1 指定管理施設 運営事業	施設名	利用人数	利用人数	前年度 比%	利用人数	前年度 比%
(1) スポーツ施設	王子スポーツ センター	235,888 人 (92.1%)	328,673 人 (94.2%)	139	337,667 人 (95.8%)	103
※王子スポーツセン ターおよびワールド記 念ホールの()内数 字は、主要施設の利用 率を記載	ポートアイランド スポーツセンター	181,105 人	239,646 人	132	216,260 人	90
	ワールド 記念ホール	171,504 人 (30.5%)	424,378 人 (57.3%)	247	408,121 人 (57.0%)	96
(2) 社会教育施設	生涯学習支援 センター	282,297 人	288,416 人	102	333,412 人	116
2 レディース フットボールセンター 運営事業	レディースフット ボールセンター	52,483 人	54,148 人	103	57,868 人	107

3 スポーツ教室等 事業	項目	実施状況	実施状況	実施状況
	施設数	7 館	7 館	2 館
	教室数	186 教室	204 教室	103 教室
	受講者数	10,772 人	14,827 人	8,624 人

4 施設附帯等事業	項目	収入金額	収入金額	前年度 比%	収入金額	前年度 比%
(1) 売店事業	美術商品	83 千円	—	皆減	—	
(2) 駐車場その他	施設名	利用状況	利用状況	前年度 比%	利用状況	前年度 比%
	王子スポーツ センター北	収容 台数 57 台	収容 台数 57 台	/	収容 台数 57 台	/
	王子スポーツ センター南	収容 台数 65 台	収容 台数 65 台		収容 台数 65 台	
	中央体育館	収容 台数 38 台	収容 台数 38 台		収容 台数 38 台	
	神戸レディース フットボールセンター	収容 台数 58 台	収容 台数 58 台		収容 台数 58 台	
		延利用 台数 97,336 台	延利用 台数 110,058 台		113	
	ポートアイランド スポーツセンター	スケート靴 貸出 31,814 件	スケート靴 貸出 38,274 件	120	スケート靴 貸出 35,874 件	94

2 施設概要

令和6年7月1日現在

(1) スポーツ協会所有施設

施設名	神戸レディースフットボールセンター
所在地	東灘区向洋町中7丁目1-1 Tel 842-3370
休業日	12月29日～1月3日及び施設整備日
項目	
1 竣工	平成24年11月
2 構造	クラブハウス（鉄骨造地上1階建 258 m ² ）
3 敷地面積	19,000 m ²
4 施設内容	人工芝グラウンド1面（105m×68m）・練習グラウンド・ちびっ子グラウンド・クラブハウス1棟・夜間照明設備6基・観覧席250席

(2) 指定管理施設

施設名	王子スポーツセンター
所在地	灘区青谷町1丁目1-1 Tel 802-0223
休業日	無休（施設点検日：毎月第4水曜日、年末年始を除く）
項目	
1 竣工	(1) 王子スタジアム 昭和31年10月
2 敷地面積	26,000 m ²
3 収容人員	3,000人（メインスタンド約2,500人、バックスタンド約500人）
4 施設内容	全天候型（トラック1周400m×8コース）
1 竣工	(2) 体育館（主競技場・身体障害者体育館・トレーニング室・柔道場・剣道場等） 昭和53年10月
2 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建
3 延床面積	7,193 m ²
4 敷地面積	9,530 m ²
5 観客席	194席（立ち見 約300人）
1 竣工	(3) プール（夏季） 昭和25年1月
2 敷地面積	9,567 m ²
3 観客席	1,000人
4 施設内容	公認プール（50m×9コース）・プール（25m×6コース） 幼児用プール
1 竣工	(4) バレーボール兼テニスコート 昭和31年10月
2 敷地面積	10,744 m ²
3 収容人員	1,200人
4 施設内容	全天候型, 6面
その他 施設	補助競技場、相撲場、広場及び公園等
施設名	ポートアイランドスポーツセンター
所在地	中央区港島中町6丁目12-1 Tel 302-1031
休業日	水曜日、年末年始
項目	
1 竣工	昭和56年1月（供用開始 昭和56年11月）
2 構造	鉄筋コンクリート造3階建地下1階
3 延床面積	11,770 m ²
4 敷地面積	10,697 m ²
5 観客席	2,500席
6 施設内容	①公認プール 競泳用プール（50m×8コース）・温水プール（25m×5コース） 飛び込み用プール ②スケートリンク2面（60m×30m、18m×28m）（冬季）

施設名	ワールド記念ホール																														
所在地	中央区港島中町6丁目12-2 TEL 302-8781																														
休業日	年末年始(12月29日~1月3日) ※イベント開催の場合は開館																														
項目																															
1 竣工	昭和59年8月(供用開始 昭和59年10月)																														
2 構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建																														
3 延床面積	13,325 m ²																														
4 敷地面積	10,286 m ²																														
5 観客席	約8,000席(固定3,528席、仮設 約4,500席)																														
6 施設内容	アリーナ(楕円形 縦82.5m×横42.5m 面積3,100 m ² 天井高約30m)																														
施設名	生涯学習支援センター																														
所在地	中央区吾妻通4丁目1-6 TEL 251-4731																														
休業日	無休(年末年始を除く)																														
項目																															
1 開館	平成12年9月 全館開館																														
2 構造	鉄筋コンクリート造地上5階建																														
3 延床面積	6,887 m ² (別途スポーツ協会分室520 m ²)																														
4 敷地面積	7,115 m ²																														
5 施設内容	<table border="0"> <tr> <td>会議室(小)</td> <td>3室</td> <td>31 m²</td> <td>体育館</td> <td>1室</td> <td>726 m²</td> </tr> <tr> <td>会議室(大)</td> <td>4室</td> <td>62 m²</td> <td>和室(6畳)</td> <td>1室</td> <td>31 m²</td> </tr> <tr> <td>多目的室(小)</td> <td>5室</td> <td>93 m²</td> <td>工作室</td> <td>1室</td> <td>93 m²</td> </tr> <tr> <td>多目的室(大)</td> <td>1室</td> <td>124 m²</td> <td>調理室</td> <td>1室</td> <td>93 m²</td> </tr> <tr> <td>セミナー室</td> <td>1室</td> <td>124 m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	会議室(小)	3室	31 m ²	体育館	1室	726 m ²	会議室(大)	4室	62 m ²	和室(6畳)	1室	31 m ²	多目的室(小)	5室	93 m ²	工作室	1室	93 m ²	多目的室(大)	1室	124 m ²	調理室	1室	93 m ²	セミナー室	1室	124 m ²			
会議室(小)	3室	31 m ²	体育館	1室	726 m ²																										
会議室(大)	4室	62 m ²	和室(6畳)	1室	31 m ²																										
多目的室(小)	5室	93 m ²	工作室	1室	93 m ²																										
多目的室(大)	1室	124 m ²	調理室	1室	93 m ²																										
セミナー室	1室	124 m ²																													

3 施設所在図

